

一、本会議の審議概要

○昭和五十七年十一月二十六日 金曜日

開会 午前十時二分

日程第一 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

議長は、新たに当選した議員大城眞順君を議院に紹介した。

議員吉田実君逝去につき哀悼の件

右の件は、議長からすでに弔詞を贈呈した旨報告し、その弔詞を朗読した。次いで、片山正英君が哀悼の辞を述べた。

休憩 午前十時十一分

再開 午後二時一分

日程第二 会期の件

右の件は、二十五日間とすることに決した。

議長は、本日鈴木内閣総理大臣から内閣は総辞職することに決した旨の通知に接したことを報告した。

内閣総理大臣の指名

備

考

右の件は、記名投票の結果（投票総数二三六、過半数一九九）、衆議院議員中曾根康弘君が一二〇票をもつて指名された。

散会 午後二時三十分

○昭和五十七年十二月一日 水曜日

開会 午前十時三分

常任委員長辞任の件

右の件は、内閣委員長遠藤要君、地方行政委員長上條勝久君、外務委員長稲嶺一郎君、大蔵委員長河本嘉久蔵君、文教委員長片山正英君、農林水産委員長坂元親男君、商工委員長降矢敬雄君、予算委員長植木光教君、懲罰委員長石本茂君の辞任を許可することに決した。

日程第一 常任委員長の選挙

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、内閣委員長に坂野重信君、地方行政委員長に宮田輝君、外務委員長に増田盛君、大蔵委員長に戸塚進也君、文教委員長に堀内俊夫君、農林水産委員長に下条進一郎君、商工委員長に亀井久興君、予算委員長に土屋義彦君、議院運営委員長（欠員中）に斎藤十朗君、懲罰委員長に岡田広君を指名した。

日程第二 特別委員会設置の件

右の件は、議長発議により、災害に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委

一一・二六 衆議院の総理指名

中曾根康弘君二八七票

（投票総数四九七、過半数二四九）

一一・二七 中曾根内閣成立

員二十名から成る災害対策特別委員会、当面の物価等に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る物価等対策特別委員会、科学技術振興に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る科学技術振興対策特別委員会、公害及び環境保全並びに交通安全に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十五名から成る公害及び交通安全対策特別委員会、エネルギーに関する諸問題を調査し総合的かつ長期的な対策樹立に資するため委員二十五名から成るエネルギー対策特別委員会、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員二十名から成る沖縄及び北方問題に関する特別委員会を設置することに全会一致をもつて決し、公職選挙法改正に関する調査のため委員二十五名から成る公職選挙法改正に関する特別委員会、日米安全保障条約及び自衛隊等国の安全保障に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十五名から成る安全保障特別委員会を設置することに決し、議長は直ちに特別委員を指名した。

散会 午前十時十分

○昭和五十七年十二月三日 金曜日

開会 午後三時一分

日程第一 国務大臣の演説に関する件

中曽根内閣総理大臣は所信に関し、竹下大蔵大臣は財政に関してそれぞれ演説をした。
国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

一一・三 開会式

(衆議院)

一二・三 国務大臣の演説

八、九 演説に対する質疑

散会 午後三時三十七分

○昭和五十七年十二月九日 木曜日

開会 午前十時二分

常任委員長辞任の件

右の件は、運輸委員長桑名義治君の辞任を許可することに決した。

常任委員長の選挙

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、運輸委員長に矢追秀彦君を指名した。

裁判官弾劾裁判所裁判員予備員、裁判官訴追委員及び同予備員辞任の件

右の件は、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員鈴木正一君、円山雅也君、裁判官訴追委員増

田盛君、同予備員前田勲男君の辞任を許可することに決した。

裁判官弾劾裁判所裁判員予備員等各種委員の選挙

右の選挙は、動議により、その手続を省略して議長の指名によること及び裁判官弾劾裁判所裁判員予備員、裁判官訴追委員予備員の職務を行う順序は議長に一任することに決し、議長は、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員に杉山令肇君、宮澤弘君、裁判官訴追委員に古賀雷四郎君、同予備員に藤井孝男君、検察官適格審査会委員予備員に大城眞順君、国土開発幹線自動車道建設審議会委員に井上孝君、北海道開発審議会委員に北修二君、日本ユネスコ国内委員会委員に後藤正夫君、田沢智治君を指名した。また、裁判官弾劾裁

判所裁判員予備員の職務を行う順序は、杉山令肇君を第一順位、宮澤弘君を第二順位とし、裁判官訴追委員予備員の職務を行う順序は、藤井孝男君を第二順位とし、第二順位の子備員である三浦八水君を第一順位とした。

日程第一 国務大臣の演説に関する件(第二日)

宮之原貞光君、上田稔君は、それぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

散会 午前十一時五十七分

○昭和五十七年十二月十日 金曜日

開会 午前十時三分

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、検査官に辻敬一君、原子力委員会委員に向坊隆君、公正取引委員会委員長に高橋元君、公害健康被害補償不服審査会委員に及川富士雄君、榊孝悌君、中島二郎君、運輸審議会委員に亀山信郎君、電波監理審議会委員に菊池稔君、日本放送協会経営委員会委員に磯田一郎君、地方財政審議会委員に石川一郎君、木村元一君、立田清士君、知野虎雄君、松島五郎君を任命したことを承認又は同意することに決し、社会保険審査会委員に月橋得郎君、日本電信電話公社経営委員会委員に松井政吉君を任命したことを全会一致をもつて承認することに決した。

日程第一 国務大臣の演説に関する件(第三日)

原田立君、下田京子君、柳澤錬造君は、それぞれ質疑をした。

休憩 午後零時二分

再開 午後一時十二分

休憩前に引続き、大森昭君、高平公友君、佐藤三吾君、田代富士男君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散会 午後三時三十九分

○昭和五十七年十二月十八日 土曜日

開会 午前十時一分

日程第一 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め
るの件（国鉄労働組合関係）（第九十六回国会内閣提出、第九十七回国会衆議
院送付）

日程第二 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め
るの件（国鉄動力車労働組合関係）（第九十六回国会内閣提出、第九十七回国
会衆議院送付）

日程第三 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め
るの件（全国鉄施設労働組合関係）（第九十六回国会内閣提出、第九十七回国
会衆議院送付）

（衆議院議決）

一一・一七 昭和五十七年度一般会計

補正予算（第1号）、昭

和五十七年度特別会計補

正予算（特第1号）

日程第四 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め
るの件（全国鉄動力車労働組合連合会関係）（第九十六回国会内閣提出、第九
十七回国会衆議院送付）

日程第五 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め
るの件（国鉄千葉動力車労働組合関係）（第九十六回国会内閣提出、第九十七
回国会衆議院送付）

日程第六 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め
るの件（鉄道労働組合関係）（第九十六回国会内閣提出、第九十七回国会衆議
院送付）

日程第七 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め
るの件（全国電気通信労働組合関係）（第九十六回国会内閣提出、第九十七回
国会衆議院送付）

日程第八 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め
るの件（日本電信電話労働組合関係）（第九十六回国会内閣提出、第九十七回
国会衆議院送付）

日程第九 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め
るの件（全専売労働組合関係）（第九十六回国会内閣提出、第九十七回国会衆
議院送付）

日程第一〇 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め
るの件（全逓信労働組合関係）（第九十六回国会内閣提出、第九十七回国会衆

議院送付)

日程第一一 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め
るの件（全日本郵政労働組合関係）（第九十六回国会内閣提出、第九十七回国
会衆議院送付）

日程第一二 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め
るの件（全林野労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員（常勤作業員の処
遇を受ける常用作業員を含む。）」（第九十六回国会内閣提出、第九十七回国
会衆議院送付）

日程第一三 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め
るの件（全林野労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員（常勤作業員の処
遇を受ける者を除く。）及び定期作業員」（第九十六回国会内閣提出、第九
十七回国会衆議院送付）

日程第一四 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め
るの件（日本林業労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員（常勤作業員の
処遇を受ける常用作業員を含む。）」（第九十六回国会内閣提出、第九十七回
国会衆議院送付）

日程第一五 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め
るの件（日本林業労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員（常勤作業員の
処遇を受ける者を除く。）及び定期作業員」（第九十六回国会内閣提出、第
九十七回国会衆議院送付）

日程第一六 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め
るの件（全印刷局労働組合関係）（第九十六回国会内閣提出、第九十七回国会
衆議院送付）

日程第一七 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め
るの件（全造幣労働組合関係）（第九十六回国会内閣提出、第九十七回国会衆
議院送付）

日程第一八 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め
るの件（アルコール専売労働組合関係）（第九十六回国会内閣提出、第九十七
回国会衆議院送付）

右の十八件は、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会
一致をもつて委員長報告（公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施することを承
認）のとおり決した。

昭和五十七年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案
（趣旨説明）

右は、日程に追加し、竹下大蔵大臣から趣旨説明があつた後、梶山篤君が質疑をした。

散会 午前十時四十三分

○昭和五十七年十二月二十日 月曜日

開会 午後五時三十一分

日程第一 会期延長の件

右の件は、国会の会期を来る二十五日まで五日間延長することに決した。

散会 午後五時三十二分

○昭和五十七年十二月二十四日 金曜日

開会 午前十時二分

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、公安審査委員会委員に堀田勝二君、山内一夫君、労働保険審査会委員に高橋久子君を任命することに同意することに決した。

日程第一 アメリカ合衆国の地先沖合における漁業に関する日本国政府とアメリカ合衆

国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第二 北西太平洋のソヴェト社会主義共和国連邦の地先沖合における千九百七十

七年の漁業に関する日本国政府とソヴェト社会主義共和国連邦政府との間の協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

（衆議院送付）

日程第三 日本国の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソウ

ヴェト社会主義共和国連邦政府との間の協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

右の三件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致を

（衆議院議決）

一二・二四 昭和五十七年度における

国債整理基金に充てるべ

き資金の繰入れの特例に

関する法律案（閣法第一

号）

もつて承認することに決した。

日程第四乃至第二五の請願

右の請願は、内閣委員長外四委員長の報告を省略し、全会一致をもつて各委員会決定のとおり採択することに決した。

休憩 午前十時十一分

再開するに至らなかつた。

○昭和五十七年十二月二十五日 土曜日

開会 午前十時一分

日程第一 昭和五十七年度一般会計補正予算（第1号）

日程第二 昭和五十七年度特別会計補正予算（特第1号）

右の両案は、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

行政書士法の一部を改正する法律案（第九十六回国会衆議院提出）

右の議案は、日程に追加し、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて委員長報告のとおり修正議決された。

休憩 午前十時二十五分

再開 午後四時十一分

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案（内閣提出、衆

（衆議院継続審査議案）

内閣委員会

一、行政機関の公文書の公開に関する法律案（第九十四回国会衆議院第三五号）

一、国の行政機関の職員等に対する営利企業への就職の制限等に関する法律案（第九十四回国会衆議院第三六号）

一、情報公開法案（第九十四回国会衆議院第三七号）

一、公文書公開法案（第九十四回国会衆議院第四五号）

一、沖縄県における駐留軍用地等の返還及び駐留軍用地跡地等の利用の促進に関する特別措置法案

議院送付)

公職選挙法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

右の両案は、日程に追加し、公職選挙法改正に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

昭和五十七年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、日程に追加し、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

地方交付税法等の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、日程に追加し、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

農畜産物貿易自由化阻止に関する請願外五十二件の請願

右の請願は、日程に追加し、農林水産委員長及び大蔵委員長の報告を省略し、全会一致をもつて両委員会決定のとおり採択することに決した。

委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

右の件は、次の案件について委員会の審査及び調査を閉会中も継続することに決した。
大蔵委員会

一、貸金業の規制等に関する法律案 (第九十六回国会衆第三二号)

一、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案 (第九十六回国会衆第三二号)

(第九十六回国会衆第一五号)

一、国家公務員法の一部を改正する法律案 (第九十六回国会衆第一八号)

地方行政委員会

一、留置施設法案 (第九十六回国会衆第八一号)

一、地方公営交通事業特別措置法案 (第九十四回国会衆第二四号)

法務委員会

一、刑事施設法案 (第九十六回国会衆第八〇号)

一、国籍法の一部を改正する法律案 (第九十三回国会衆第六号)

一、最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案 (第九十三回国会衆第七号)

一、最高裁判所裁判官任命諮問委員会設置法案 (第九十三回国会衆第八号)

一、刑事訴訟法の一部を改正する法律案 (第九十三回国会衆第九号)

一、刑法の一部を改正する法律案 (第九十三回国会衆第一〇号)

一、利息制限法の一部を改正する法

文教委員会

- 一、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案（第九十四回国会参第三号）

- 一、学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案（第九十四回国会参第五号）
- 一、教育、文化及び学術に関する調査

運輸委員会

- 一、貨物自動車に係る道路運送秩序の確立に関する特別措置法案（第九十六回国会参第六号）

- 一、運輸事情等に関する調査

決算委員会

- 一、昭和五十四年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十四年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十四年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十四年度政府関係機関決算書

- 一、昭和五十四年度国有財産増減及び現在額総計算書

- 一、昭和五十四年度国有財産無償貸付状況総計算書

- 一、昭和五十五年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十五年度特別会計歳入歳出決算、

- 昭和五十五年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十五年度政府関係機関決算書

- 一、昭和五十五年度国有財産増減及び現在額総計算書

- 一、昭和五十五年度国有財産無償貸付状況総計算書

- 律案（第九十四回国会衆第二一

号）

- 一、利息制限法の一部を改正する法

- 律案（第九十四回国会衆第四〇

号）

大蔵委員会

- 一、所得税の物価調整制度に関する

- 法律案（第九十六回国会衆第三

号）

文教委員会

- 一、児童生徒急増地域に係る公立の

- 小学校、中学校及び高等学校の

- 施設の整備に関する特別措置法

- 案（第九十三回国会衆第一号）

- 一、学校教育法等の一部を改正する

- 法律案（第九十四回国会衆第二

号）

- 一、学校教育法の一部を改正する法

- 律案（第九十四回国会衆第七号）

- 一、公立の障害児教育諸学校の学級

- 編制及び教職員定数の標準等に

- 関する法律案（第九十四回国

衆第一一号）

- 一、公立幼稚園の学級編制及び教職

- 員定数の標準に関する法律案（第

一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査
議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

公職選挙法改正に関する特別委員会

一、公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第一号）（予）

議長は、今国会の議事を終了するに当たり挨拶をした。

散会 午後四時二十二分

九十六回国会衆第六号）

一、商業用レコードの公衆への貸与に関する著作者等の権利に関する法律案（第九十六回国会衆第三七号）

社会労働委員会

一、労働基準法の一部を改正する法律案（第九十四回国会衆第一七号）

一、雇用保険法の一部を改正する法律案（第九十四回国会衆第三一号）

一、母子保健法、健康保険法等の一部を改正する法律案（第九十四回国会衆第三四号）

一、定年制及び中高年齢者の雇入れの拒否の制限等に関する法律案（第九十六回国会衆第一七号）

一、労働基準法の一部を改正する法律案（第九十六回国会衆第二五号）

一、医療法の一部を改正する法律案（第九十六回国会衆第三四号）

一、浄化槽法案（第九十六回国会衆第三八号）

（次頁へ続く）

(前ページより続く)

商工委員会

- 一、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(第九十四回国会衆第一六号)

運輸委員会

- 一、道路運送車両法等の一部を改正する法律案(第九十三回国会閣法第一九号)

- 一、日本国有鉄道の経営する事業の再建の推進に関する臨時措置法案(閣法第三号)

- 一、日本国有鉄道経営再建促進特別措置法の一部を改正する法律案(第九十四回国会衆第三号)

- 一、地域交通整備法案(第九十六回国会衆第二一号)

- 一、交通事業における公共割引の国庫負担に関する法律案(第九十六回国会衆第二二号)

- 一、道路運送法の一部を改正する法律案(第九十六回国会衆第三六号)

建設委員会

- 一、住宅保障法案(第九十六回国会衆第二六号)

環境委員会

- 一、環境影響事前評価による開発事業の規

制に関する法律案(第九十四回国会衆第五号)

- 一、水俣病問題総合調査法案(第九十四回国会衆第六号)

- 一、環境影響評価法案(第九十四回国会閣法第七一号)

決算委員会

- 一、昭和五十四年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十四年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十四年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十四年度政府関係機関決算書

- 一、昭和五十四年度国有財産増減及び現在額総計算書

- 一、昭和五十四年度国有財産無償貸付状況総計算書

- 一、昭和五十五年一般会計歳入歳出決算、昭和五十五年特別会計歳入歳出決算、昭和五十五年国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十五年政府関係機関決算書

- 一、昭和五十五年国有財産増減及び現在額総計算書

- 一、昭和五十五年国有財産無償貸付状況総計算書

一、会計検査院法の一部を改正する法律案(第九十三回国会衆第一二二号)

議院運営委員会

- 一、国会議員及び内閣総理大臣その他の国務大臣の資産の公開等に関する法律案(第九十四回国会衆第三三三号)

- 一、議員佐藤孝行君の議員辞職勧告に関する決議案(第九十六回国会決議第五号)

公職選挙法改正に関する調査特別委員会

- 一、公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第一号)

(2) 議案件名一覽

●内閣提出法律案 (五件)

●両院を通過したもの (四件)

- 一 昭和五十七年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案
 - 二 地方交付税法等の一部を改正する法律案
 - 四 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案
 - 五 公職選挙法の一部を改正する法律案
- 衆議院において閉会中審査するに決したもの (一件)
- 三 日本国有鉄道の経営する事業の再建の推進に関する臨時措置法案

●条約 (三件)

●両院を通過したもの (三件)

- 一 アメリカ合衆国の地先沖合における漁業に関

(件名の上の数字は提出番号、件名の下の(修)は本院修正を示す。)

●予算 (二件)

●両院を通過したもの (二件)

- する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 二 北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件
 - 三 日本国の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件

一 昭和五十七年度一般会計補正予算（第1号）

二 昭和五十七年度特別会計補正予算（特第1号）

●議決を求めるの件（一八件）

●両院を通過したもの（一八件）

第九十六回 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規
国会 一 定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄

労働組合関係）

第九十六回 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規
国会 二 定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄

動力車労働組合関係）

第九十六回 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規
国会 三 定に基づき、国会の議決を求めるの件（全国

鉄施設労働組合関係）

第九十六回 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規
国会 四 定に基づき、国会の議決を求めるの件（全国

鉄動力車労働組合連合会関係）

第九十六回 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規
国会 五 定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄

千葉動力車労働組合関係）

第九十六回 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規
国会 六 定に基づき、国会の議決を求めるの件（鉄道

労働組合関係）

第九十六回 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規
国会 七 定に基づき、国会の議決を求めるの件（全国

電気通信労働組合関係）

第九十六回 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規
国会 八 定に基づき、国会の議決を求めるの件（日本

電信電話労働組合関係）

第九十六回 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規
国会 九 定に基づき、国会の議決を求めるの件（全専

売労働組合関係）

第九十六回 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規
国会 〇 定に基づき、国会の議決を求めるの件（全通

信労働組合関係）

第九十六回 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規
国会 一 定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日

本郵政労働組合関係）

第九十六回 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規
国会 二 定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日

定に基づき、国会の議決を求めるの件（全林野労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員（常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。）」）

第九十六回
国会一三

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全林野労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員（常勤作業員の処遇を受ける者を除く。）及び定期作業員」）

第九十六回
国会一四

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（日本林業労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員（常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。）」）

第九十六回
国会一五

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（日本林業労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員（常勤作業員の処遇を受ける者を除く。）及び定期作業員」）

第九十六回
国会一六

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規

定に基づき、国会の議決を求めるの件（全印刷局労働組合関係）

第九十六回
国会一七

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全造幣労働組合関係）

第九十六回
国会一八

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（アルコール専売労働組合関係）

注 右十八件は、両院において公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施することを承認した。

●決算その他（七件）

●閉会中審査するに決したのもの（六件）

○昭和五十四年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十四年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十四年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十四年度政府関係機関決算書（第九十四回国会提出）

○昭和五十四年度国有財産増減及び現在額総計算書（第九十四回国会提出）

○昭和五十四年度国有財産無償貸付状況総計算書（第九十四回国会提出）

○昭和五十五年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十五年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十五年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十五年度政府関係機関決算書（第九十六回国会提出）

○昭和五十五年度国有財産増減及び現在額総計算書（第九十六回国会提出）

○昭和五十五年度国有財産無償貸付状況総計算書（第九十六回国会提出）

●審査未了のもの（一件）

○日本放送協会昭和五十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書（第九十六回国会提出）

●衆議院議員提出法律案（四件）（継続三件を含む）

●両院を通過したもの（一件）

第九十六回国会 四〇 行政書士法の一部を改正する法律案（修）

●本院において閉会中審査するに決したのもの（三件）

一 公職選挙法の一部を改正する法律案（予備審査）

第九十六回国会 三一 貸金業の規制等に関する法律案

第九十六回国会 三二 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに

関する法律の一部を改正する法律案

●衆議院において閉会中審査するに決したのもの（一件）

一 公職選挙法の一部を改正する法律案

●本院議員提出法律案（三件）

●本院において閉会中審査するに決したのもの（三件）

第九十四回国会 三 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確

保に関する法律の一部を改正する法律案

第九十四回国会 五 学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正

する法律案

第九十六回国会 六 貨物自動車に係る道路運送秩序の確立に關す

る特別措置法案

(3) 委員会別の成立した法律・条約等の要旨及び本会議における委員長報告（議案審議表付）

○地方行政委員会

内閣提出法律案（一件）

番号	件名	提出	提出月日	本院に受領又は（衆）へ送付月日	参議院	衆議院	備考
2	地方交付税法等の一部を改正する法律案		五七、二、三〇	受領 五七、三、四	付託 五七、三、四 議決 五七、三、五 可決 五七、三、五	付託 五七、三、〇 議決 五七、三、三 可決 五七、三、四	

衆議院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者	提出月日	予備送付月日	提出月日	参議院	衆議院	備考
第九十六回国 40回	行政書士法の一部を改正する法律案	地方行政委員長 （五七、八、二七）		送付 五七、三、五	五七、八、八	付託 五七、八、九 議決 五七、三、五 修正 五七、三、五	付託 五七、三、五 議決 五七、三、五 可決 五七、三、五	

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第二号）（衆議院送付）

五七、一一、三〇 内閣提出

一一、二四 衆可決

一一、二五 参可決

要旨

本案は、今回の補正予算において、所得税、法人税、酒税の減額が歳入に計上されたことに伴い、同税を基礎とする地方交付税交付金も当初予算計上額に対して一兆六千九百五十七億円が減額されることとなつたので、このような事態に対処するため、地方交付税法、交付税及び譲与税配付金特別会計法について次のような改正措置を講じようとするものである。

一、地方交付税の総額の確保を図る措置として、昭和五十七年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を一兆五千四百三十二億八千万円増額することとし、当該借入金の償還については借入純増加額の二分の一に相当する額を昭和六十三年度から昭和七十二年度までの各年度

において、臨時地方特例交付金として一般会計から同特別会計へ繰り入れることとする。

二、地方交付税の算定に当たり、地方公務員給与の基準とされている国家公務員給与の改定が見送られることとされたこと、老人保健法の施行が予定より遅れたこと等により、当初見込んだ財政需要に千五百二十四億円の減少が見込まれるため単位費用について所要の改正をすること。

三、普通交付税及び特別交付税の総額の算定基礎を改め、昭和五十七年度分の特別交付税の総額は当初の額どおりとすること。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案は、昭和五十七年度分の所得税、法人税及び酒税の減収により、これら三税を基礎とする地方交付税交付金が減額されることとなりましたので、このような事態に対処するため、交付税特別会計において一兆五千四百億円余を借り入れて地方交付税の所要額を確保し、借入金の償還については、借入純増加額の二分の一に相当する額を臨時地方特例交付金として一般会計

から同特別会計に繰り入れ、また財政需要額の減少に伴い単位費用の改正を図ること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、明年度地方財政対策の方針、給与決定のあり方、地方財政計画と財政の実態等の諸問題について熱心な質疑が行われました。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して山田委員より反対、自由民主党・自由国民会議を代表して亀長委員より賛成、公明党・国民会議を代表して大川委員より反対、日本共産党を代表して神谷委員より反対、民社党・国民連合を代表して田淵委員より反対の意見がそれぞれ述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

行政書士法の一部を改正する法律案（第九十六回国会衆第四〇号衆議院提出）（本院継続審査）

九十六回国会 五七、 八、 一七 衆地方行政委員長提出

八、一八 衆可決

参継続審査

九十七回国会 五七、 一二、 二五 参修正

一二、 二五 衆可決

要旨

本案の主な内容は、次のとおりである。

一、行政書士となる資格の引上げ
行政書士となる資格が与えられることとなる公務員としての行政事務担当期間を二十年（現行十二年）以上、高等学校を卒業した者等にあつては、十七年（現行九年）以上とする。

二、行政書士試験制度の改善

行政書士試験を国家試験とし、自治大臣は、その事務を都道府県知事に委任するものとする。また、行政書士試験に合格した者は、いずれの都道府県においても行政書士となる資格を有するものとする。

三、行政書士会登録即入会制への移行等

行政書士は、行政書士会に登録された時に、当然、当該行政書士会の会員となるものとともに、行政書

士が、他の都道府県の区域内に事務所を移転しようとするときは、登録を移転するものとする。

四、経過措置

この法律の施行の際現に行政書士である者及び旧行政書士試験に合格した者は、改正後の行政書士法の規定による行政書士となる資格を有するものとみなすとともに、行政書士でこの法律の施行の日において行政書士会の会員でないものは、この法律施行後六月を経過する日まで行政書士会の会員とならなかつたときは、その登録を抹消されるものとする。

五、施行期日

本法律は、昭和五十八年一月一日から施行する。

修正要旨

本法の施行期日について、原案において「昭和五十八年一月一日」とあるのを「昭和五十八年四月一日」に改めるものである。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案は、行政書士となる資

格要件のうち、公務員経験期間の要件を引き上げ、行政書士試験を国家試験とし、行政書士は行政書士会に登録された時に当然会員となるものとする等所要の措置を講ずることを主な内容とするものであります。

委員会におきましては、第九十六回国会において衆議院地方行政委員長より提案理由の説明を聴取し、継続審査のち、今国会において採決を行いましたところ、本法の施行期日を昭和五十八年四月一日とする修正案及び修正部分を除く原案を全会一致をもって可決、よって本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

○外務委員会

条 約 (三件)

番号	件 名	提出	提出 月 日	本院に受領 又は(衆)へ 送付月日	参 議 院	衆 議 院	備 考
1	アメリカ合衆国の地先沖合における漁業に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めめるの件		五七、三、七	受領 五七、三、二二	付託 五七、三、七 議決 五七、三、三三 本院 五七、三、二四 決議 五七、三、二七	付託 五七、三、七 議決 五七、三、二八 本院 五七、三、二二 決議 五七、三、二二	
2	北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の有効期間の延長に関する議定の締結について承認を求めめるの件		三三、〇	受領 三三、二二	(予) 三三、〇 承 三三、二二 認 三三、二四	三三、〇 承 三三、二八 認 三三、二二	
3	日本国の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の有効期間の延長に関する議定の締結について承認を求めめるの件		三三、〇	受領 三三、二二	(予) 三三、〇 承 三三、二二 認 三三、二四	三三、〇 承 三三、二八 認 三三、二二	

アメリカ合衆国の地先沖合における漁業に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めめるの件 (閣条第一号) (衆議院送付)

五七、一、二、七 内閣提出

一一、二、二一 衆承認

一一、二、二四 参承認

要旨

この協定は、現行の日米漁業協定の有効期間が本年十二月三十一日に満了することにかんがみ、米国の地先沖合における我が国の漁業を引き続き確保するため交渉が行われた結果、本年九月十日にワシントンで署名されたものであつて、主な内容は次のとおりである。

一、米国は、二百海里漁業保存水域内のすべての魚類（高度回遊性魚種のまぐろ類を除く）等米国が排他的漁業管理権を行使する生物資源に関し、毎年、総漁獲可能量、我が国への割当量等を決定する。

二、米国は、我が国への割当量を決定するに当たり、米国水産物の輸入障壁、買付協力、米国漁業振興への協力の程度等米国の法律で定められた諸要素を考慮する。

三、我が国は、米国の水産物の発展及び水産物の輸出の増大について米国と協力し、米国を援助する。

四、我が国は、我が国漁船がこの協定に従つて漁業を行うことを確保するため、すべての必要な措置をとる。

五、米国は、我が国漁船に許可証を発給し、当該許可証の発給及び漁業保存水域内における漁獲に関し料金の支払を要求することができる。

六、米国は、この協定の定める要件等の違反について取締りを行う。

七、日米両国は、米国地先沖合の生物資源の管理及び保存に必要な科学調査の実施について協力する。

八、この協定は、いずれか一方の政府による十二箇月前の文書による終了予告がない限り一九八七年十二月三十一日まで効力を存続するが、両国政府間の合意によつて有効期間を延長することができる。

委員長報告

ただいま議題となりました条約三件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

まず、米国の地先沖合における漁業に関する日米協定は、現行の日米漁業協定の有効期間が本年末に満了することにかんがみ、明年以降も米国の地先沖合における我が国の漁業を引き続き確保するため、交渉の結果署名されたものでありまして、主な内容としまして、米国が排他的漁業管理権を行使する生物資源に関し、米国は毎年の総漁獲可能量、我が国への割当量等を決定すること、我が国は米国の水産物の発展等について協力すること、我が国の漁船がこの協

定に従って漁業を行うことを確保するため我が国は必要な措置をとること、米国は違反の取締りを行うこと等を定めております。

次に、北西太平洋のソ連の地先沖合における一九七七年の漁業に関するソ連との協定及び日本国の地先沖合における一九七七年の漁業に関するソ連との協定の有効期間の延長に関する二つの議定書は、今日まで一年ごとに延長されてまいりました両協定の有効期間がいずれも本年末に満了することにかんがみ、さらにそれを明年末まで一年間延長すること等を定めたものであります。

なお、明年のソ連の二百海里漁業水域における我が国の漁獲割当量と我が国の二百海里漁業水域におけるソ連の漁獲割当量は、本年と同様それぞれ七十五万トン及び六十五万トンとなっております。

委員会におきましては、日米協定の規定が現行協定に比し厳しくなったのではないかという問題、ソ連に対する操業条件が一部緩和された問題等につきまして質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知を願います。

昨二十三日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、三件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定い

たしました。

以上御報告いたします。

北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めの件（閣条第二号）
（衆議院送付）

五七、一一、一〇 内閣提出

一一、一一 衆承認

一一、二四 参承認

要旨

この議定書は、一九七七年（昭和五十二年）五月に署名され、その後五度にわたつて有効期間が延長された北西太平洋のソ連の地先沖合における一九七七年の漁業に関する日本国とソ連との間の協定が本年末をもって失効することにかんがみ、その有効期間を明年十二月三十一日までさらに一年間延長すること、両政府の代表者は明後年以降の漁

獲の問題に関して明年十一月二十一日までに会合し協議すること等を定めたものである。

なお、交換書簡において、ソ連の二百海里漁業水域における明年の我が方の漁獲割当量を本年と同様七十五万トンと定めている。

委員長報告

アメリカ合衆国の地先沖合における漁業に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるとの件の委員長報告参照

日本国の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるとの件（閣条第三号）（衆議院送付）

五七、一一、一〇 内閣提出

一一、一一 衆承認

一一、二四 参承認

要旨

この議定書は、一九七七年（昭和五十二年）八月に署名され、その後五度にわたつて有効期間が延長された日本国の地先沖合における一九七七年の漁業に関する日本国とソ連との間の協定が本年末をもつて失効することにかんがみ、その有効期間を明年十二月三十一日までさらに一年間延長すること、両政府の代表者は明後年以降の漁獲の問題に関して明年十一月二十一日までに会合し協議すること等を定めたものである。

なお、交換書簡において、我が国の二百海里漁業水域における明年のソ連に対する漁獲割当量を本年と同様六十五万トンと定め、また、操業条件を本年に比し一部緩和することとしている。

委員長報告

アメリカ合衆国の地先沖合における漁業に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるとの件の委員長報告参照

○大蔵委員会

内閣提出法律案（一件）

番号	件名	提出	提出月日	本院に受領 又は(衆)へ 送付月日	参議院 委員会 議決	衆議院 委員会 議決	備考
1	昭和五十七年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案		五七、二、三〇	受領 五七、二、二四	付託 五七、二、二八 (予) 議決 五七、二、二五	付託 五七、二、二四 議決 五七、二、二三 議決 五七、二、二四	五七、二、二八 本会議で趣旨説明聴取

衆議院議員提出法律案（二件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付月日	提出月日	参議院 委員会 議決	衆議院 委員会 議決	備考
第九十六回国 会 31	貸金業の規制等に関する法律案	大原一三君 外五名 (五七、八、三)		五七、八、五	付託 五七、八、二七 議決 五七、八、二七	付託 議決	
第九十六回国 会 32	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案	大原一三君 外五名 (八、三)		八、五	付託 八、二七 議決 八、二七	付託 議決	

昭和五十七年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案（閣法第一号）（衆議院送付）

五七、一一、三〇 内閣提出

一一、一四 衆本会議趣旨説明

一一、一八 参本会議趣旨説明

一一、二四 衆可決

一一、二五 参可決

要旨

本法律案は、昭和五十七年度の租税収入が当初見込みを大きく下回り、その一方で極力公債発行の縮減が必要とされている現状にかんがみ、同年度における国債の元本償還に充てるべき資金の、一般会計から国債整理基金特別会計への定率繰入れ等を停止しようとするもので、その内容は次のとおりである。

一、国債の元本償還に充てるべき資金としては、前年度首国債総額の一・六パーセント相当額を、国債整理基金特別会計に繰入れることとされている（国債整理基金特別会計法第二条第二項）が、昭和五十七年度に限り、一般

会計についてはこの規定を適用しない。

二、一の国債総額の計算に際し、割引国債については、発行価格を額面金額とみなしているため、発行価格差減額（発行価格と額面との差額）については、その差減額を償還年限で除した金額を、同特別会計に繰入れることとされている（同特別会計法第二条の二第二項）が、この規定についても、同年度に限り、一般会計についてはこれを適用しない。

三、一及び二の措置による同年度の国債費の修正減少額は、一兆千九百八十四億円（定率繰入れ分一兆千二百二十六億円、発行価格差減額繰入れ分七百五十八億円）である。

委員長報告

ただいま議題となりました昭和五十七年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案について、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

昭和五十七年度におきましては、租税収入が落ち込み、公債の追加発行が避けられない状況にあります。その追加発行額も極力縮減する必要がありますので、本法律案は、

同年度における国債の元金償還に充てるべき資金の一般会計から国債整理基金特別会計への定率繰り入れ等について、これを停止する特例を設けようとするものであります。

委員会におきましては、昭和五十八年度以降の定率繰り入措置の扱い、特例債依存財政からの脱却の目標年次、公債の償還・借換債発行の年次計画提出の必要性、新しい中期展望策定の意図の有無とその時期、現在の減債制度維持についての政府見解等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党を

代表して礪山委員、公明党・国民会議を代表して塩出委員、日本共産党を代表して近藤委員、民社党・国民連合を代表して柄谷委員よりそれぞれ反対、自由民主党・自由国民会議を代表して増岡委員より賛成の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、減債基金制度を堅持し、公債に対する国民の信用を失墜することのないよう十分な配慮を求める附帯決議を行っております。

以上御報告申し上げます。

○文教委員会

本院議員提出法律案（二件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送衆へ提 付月 日出月 日	参議院 委員会 託議決 議決	衆議院 委員会 託議決 議決	備考
第九十四回国会 3	女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案	勝又武一君 外(五六、二二〇)名		五六、二二〇 継続審査		
第九十四回国会 5	学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案	勝又武一君 外(二二七)名		二二七 継続審査		

○社会労働委員会

国会の議決を求めるの件（一八件）

番号	件名	提出	提出月日	本院に受領 又は(衆)へ 送付月日	参議院 委員会 託付	衆議院 委員会 託付	参議院 議決	衆議院 議決	参議院 議決	衆議院 議決	備考
第九十六回 国会 1	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄労働組合関係）		五七、 五一八	受 五七、 二二四 領	五七、 二二四	五七、 二二四	公共企業体等労働委員会の議定のとおり実施することを承認	公共企業体等労働委員会の議定のとおり実施することを承認	公共企業体等労働委員会の議定のとおり実施することを承認	公共企業体等労働委員会の議定のとおり実施することを承認	
第九十六回 国会 2	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄動力車労働組合関係）		五、 八	受 二二四 領	二二四	二二四	公共企業体等労働委員会の議定のとおり実施することを承認	公共企業体等労働委員会の議定のとおり実施することを承認	公共企業体等労働委員会の議定のとおり実施することを承認	公共企業体等労働委員会の議定のとおり実施することを承認	
第九十六回 国会 3	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全国鉄施設労働組合関係）		五、 八	受 二二四 領	二二四	二二四	公共企業体等労働委員会の議定のとおり実施することを承認	公共企業体等労働委員会の議定のとおり実施することを承認	公共企業体等労働委員会の議定のとおり実施することを承認	公共企業体等労働委員会の議定のとおり実施することを承認	
第九十六回 国会 4	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全国鉄動力車労働組合関係）		五、 八	受 二二四 領	二二四	二二四	公共企業体等労働委員会の議定のとおり実施することを承認	公共企業体等労働委員会の議定のとおり実施することを承認	公共企業体等労働委員会の議定のとおり実施することを承認	公共企業体等労働委員会の議定のとおり実施することを承認	
第九十六回 国会 5	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄千葉動力車労働組合関係）		五、 八	受 二二四 領	二二四	二二四	公共企業体等労働委員会の議定のとおり実施することを承認	公共企業体等労働委員会の議定のとおり実施することを承認	公共企業体等労働委員会の議定のとおり実施することを承認	公共企業体等労働委員会の議定のとおり実施することを承認	
第九十六回 国会 6	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（鉄道労働組合関係）		五、 八	受 二二四 領	二二四	二二四	公共企業体等労働委員会の議定のとおり実施することを承認	公共企業体等労働委員会の議定のとおり実施することを承認	公共企業体等労働委員会の議定のとおり実施することを承認	公共企業体等労働委員会の議定のとおり実施することを承認	

番号	件名	提出	提出月日	本院に受領又は(巻へ)送付月日	参議院	衆議院	備考
第九十六回国 13 会	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めらるの件(全林野労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員(常動作業員の処遇を受ける者を除く。及び定期作業員)」)		五七、五二八	五七、五二四 領	付託 五七、五二四 議決 五七、五二四 議決 五七、五二八 議決 五七、五二八	付託 一一二六 議決 一一二四 議決 一一二四	
第九十六回国 14 会	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めらるの件(日本林業労働組合関係「定員内職員及び常動作業員(常動作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。)」)		五、八	一一二四 領	付託 一一二四 議決 一一二四 議決 一一二八 議決 一一二八	付託 一一二六 議決 一一二四 議決 一一二四	
第九十六回国 15 会	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めらるの件(日本林業労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員(常動作業員の処遇を受ける者を除く。及び定期作業員)」)		五、八	一一二四 領	付託 一一二四 議決 一一二四 議決 一一二八 議決 一一二八	付託 一一二六 議決 一一二四 議決 一一二四	
第九十六回国 16 会	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めらるの件(全印刷局労働組合関係)		五、八	一一二四 領	付託 一一二四 議決 一一二四 議決 一一二八 議決 一一二八	付託 一一二六 議決 一一二四 議決 一一二四	
第九十六回国 17 会	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めらるの件(全造幣労働組合関係)		五、八	一一二四 領	付託 一一二四 議決 一一二四 議決 一一二八 議決 一一二八	付託 一一二六 議決 一一二四 議決 一一二四	
第九十六回国 18 会	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めらるの件(アルコール専売労働組合関係)		五、八	一一二四 領	付託 一一二四 議決 一一二四 議決 一一二八 議決 一一二八	付託 一一二六 議決 一一二四 議決 一一二四	

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄労働組合関係）（第九十六回国会閣議第一号）外一七件（いずれも衆議院送付）

九十六回国会 五七、 五、 一八 内閣提出

衆継続審査

九十七回国会 五七、 一二、 一四 衆議決

一二、 一八 参議決

要旨

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、

国会の議決を求めるの件（国鉄労働組合関係）（第九十六回

国会閣議第一号）

同（国鉄動力車労働組合関係）（第九十六回国会閣議第二号）

同（全国鉄施設労働組合関係）（第九十六回国会閣議第三号）

同（全国鉄動力車労働組合連合会関係）（第九十六回国会閣

議第四号）

同（国鉄千葉動力車労働組合関係）（第九十六回国会閣議第

五号）

同（鉄道労働組合関係）（第九十六回国会閣議第六号）

一、各件は、右の各組合の要求に係る昭和五十七年新賃金に関する紛争について行つた公共企業体等労働委員会の裁定の実施が、現状においては予算上可能であるとは断定できないものとして、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求めてきたものである。

二、各裁定は、日本国有鉄道の公共企業体等労働関係法上の職員の基準内賃金を、昭和五十七年四月一日以降、一人当たり、同日現在の基準内賃金の三・二二パーセント相当額に二千六百九十円を加えた額九千九百九十一円 の原資をもつて引き上げるものである。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、

国会の議決を求めるの件（全国電気通信労働組合関係）（第

九十六回国会閣議第七号）

同（日本電信電話労働組合関係）（第九十六回国会閣議第八

号）

一、各件は、右の各組合の要求に係る昭和五十七年新賃金に関する紛争について行つた公共企業体等労働委員会の裁定の実施が、現状においては予算上可能である

とは断定できないものとして、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求めたものである。

二、各裁定は、日本電信電話公社の公共企業体等労働関係法上の職員の基準内賃金を、昭和五十七年四月一日以降、一人当たり、同日現在の基準内賃金の三・二二パーセント相当額に二千六百九十円を加えた額八千七百四十八円の原資をもつて引き上げるものである。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全専売労働組合関係）（第九十六回国会閣議第九号）

一、本件は、右の組合の要求に係る昭和五十七年新賃金に関する紛争について行つた公共企業体等労働委員会の裁定の実施が、現状においては予算上可能であると断定できないものとして、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求めたものである。

二、本裁定は、日本専売公社の公共企業体等労働関係法上の職員の基準内賃金を、昭和五十七年四月一日以降、

一人当たり、同日現在の基準内賃金の三・二二パーセント相当額に二千六百九十円を加えた額八千八百四十四円の原資をもつて引き上げるものである。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全通信労働組合関係）（第九十六回国会閣議第一〇号）
同（全日本郵政労働組合関係）（第九十六回国会閣議第一一七号）

一、各件は、右の各組合の要求に係る昭和五十七年新賃金に関する紛争について行つた公共企業体等労働委員会の裁定の実施が、現状においては予算上可能であると断定できないものとして、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求めたものである。

二、各裁定は、郵政省所屬の公共企業体等労働関係法上の職員の基準内賃金を、昭和五十七年四月一日以降、一人当たり、同日現在の基準内賃金の三・二二パーセント相当額に二千六百九十円を加えた額八千八百四十七円の原資をもつて引き上げるものである。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全林野労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員（常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。）」（第九十六回国会閣議第一二二号）

同（全林野労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員（常勤作業員の処遇を受ける者を除く。）及び定期作業員」（第九十六回国会閣議第一二三号）

同（日本林業労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員（常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。）」（第九十六回国会閣議第一四号）

同（日本林業労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員（常勤作業員の処遇を受ける者を除く。）及び定期作業員」（第九十六回国会閣議第一五号）

一、各件は、右の各組合の要求に係る昭和五十七年新賃金に関する紛争について行つた公共企業体等労働委員会
の裁定の実施が、現状においては予算上可能である
とは断定できないものとして、公共企業体等労働関係
法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求めて
きたものである。

二、各裁定は、林野庁所属の公共企業体等労働関係法上

の職員のうち、定員内職員及び常勤作業員（常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。）の基準内賃金を、昭和五十七年四月一日以降、一人当たり、同日現在の基準内賃金の三・二二パーセント相当額に二千六百九十円を加えた額九千五百七十二円を原資をもつて引き上げるとともに、基幹作業職員、常用作業員（常勤作業員の処遇を受ける者を除く。）及び定期作業員の基準内賃金を、昭和五十七年四月一日以降、一人当たり、月額九千四十五円の原資をもつて引き上げるものである。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全印刷局労働組合関係）（第九十六回国会閣議第一六号）

一、本件は、右の組合の要求に係る昭和五十七年新賃金に関する紛争について行つた公共企業体等労働委員会
の裁定の実施が、現状においては予算上可能であると
は断定できないものとして、公共企業体等労働関係法
第十六条第二項の規定により、国会の議決を求めてき
たものである。

一、本裁定は、大蔵省印刷局所属の公共企業体等労働関係法上の職員の基準内賃金を、昭和五十七年四月一日以降、一人当たり、同日現在の基準内賃金の三・二二パーセント相当額に二千六百九十円を加えた額九千九百円の原資をもつて引き上げるものである。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全造幣労働組合関係）（第九十六回国会閣議第一七号）

一、本件は、右の組合の要求に係る昭和五十七年新賃金に関する紛争について行つた公共企業体等労働委員会
の裁定の実施が、現状においては予算上可能であると
は断定できないものとして、公共企業体等労働関係法
第十六条第二項の規定により、国会の議決を求めてき
たものである。

二、本裁定は、大蔵省造幣局所属の公共企業体等労働関係法上の職員の基準内賃金を、昭和五十七年四月一日以降、一人当たり、同日現在の基準内賃金の三・二二パーセント相当額に二千六百九十円を加えた額九千三百十六円の原資をもつて引き上げるものである。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（アルコール専売労働組合関係）（第九十六回国会閣議第一八号）

一、本件は、右の組合の要求に係る昭和五十七年新賃金に関する紛争について行つた公共企業体等労働委員会
の裁定の実施が、現状においては予算上可能であると
は断定できないものとして、公共企業体等労働関係法
第十六条第二項の規定により、国会の議決を求めてき
たものである。

二、本裁定は、アルコール専売事業所属の公共企業体等労働関係法上の職員の基準内賃金を、昭和五十七年四月一日以降、一人当たり、同日現在の基準内賃金の三・二二パーセント相当額に二千六百九十円を加えた額九千四百二円の原資をもつて引き上げるものである。

委員長報告

ただいま議題となりました公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄労働組合関係）外十七件につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

各件は、公共企業体等労働関係法に基づき、三公社五現業の職員の基準内賃金を、昭和五十七年四月一日以降、一人当たり、基準内賃金の三・二二%相当額に二千六百九十円を加えた額の原資をもって引き上げること等を内容とする本年五月八日の仲裁裁定の実施について、国会の議決を

求めるものであります。
 委員会におきましては、採決の結果、各件はいずれも全会一致をもって公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施することを承認すべきものと議決いたしました。
 以上御報告いたします。

○運輸委員会

本院議員提出法律案（一件）

第九十六回国会 第六号	番号	件名	提出者 (月 日)	予備送來へ提出 付月 日出月 日	参議院 付委員会 託議決	衆議院 付委員会 託議決	参議院 付委員会 託議決	衆議院 付委員会 託議決	備考
		貨物自動車に係る道路運送秩序の確立に関する特別措置法案	小柳勇君 外三名 (五七、五、二)		五七、五、二	継続審査			

○逋信委員会

NHK決算(一件)

件名	日本放送協会昭和五十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	
	提出月日	五七、三、一七 (第九十六回国会)
参議院	付託	五七、二、二六
	議決	
衆議院	付託	五七、二、二六
	議決	
備考		

○予算委員会

予算(二件)

番号	件名	提出月日	本院受領月日	参議院	衆議院	備考
1	昭和五十七年度一般会計補正予算(第1号)	五七、二、三〇	五七、二、二七	付託 五七、二、二八 (予) 議決 五七、二、二四	付託 五七、二、三〇 議決 五七、二、二七	
2	昭和五十七年度特別会計補正予算(特第1号)	一、三、一〇	一、三、一七	付託 一、三、一八 (予) 議決 一、三、一四	付託 一、三、一〇 議決 一、三、一七	

昭和五十七年度一般会計補正予算（第1号）

昭和五十七年度特別会計補正予算（特第1号）

（いずれも衆議院送付）

五七、一一、三〇 内閣提出

一一、一七 衆可決

一一、二五 参可決

委員長報告

ただいま議題となりました昭和五十七年度一般会計補正予算（第1号）、同特別会計補正予算（特第1号）の二案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

一般会計の補正は、歳出につきまして、災害復旧事業費五千二百二十二億円、義務的経費二千三百五十八億円、大蔵省証券割引料の増加等に伴う国債費二千七百五十五億円など、当初予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となった事項について経費の追加を行うこととしており、追加の総額は一兆二千二百九億円となっております。

他方、歳出の修正減少として、地方交付税交付金一兆六千

九百五十七億円、定率繰入れ等の停止により国債費一兆一千九百八十五億円、既定経費の節減三千二百五十四億円等により、総額二兆三千三百九十五億円の減額を行っております。

歳入につきましては、世界経済停滞の影響等による経済情勢の変化に伴い、租税印紙収入六兆一千四百六十億円の減収が避けられない見通しになったため、その補てん策として、雑収入千二百二十三億円の増額を計上するほか、建設公債五千二百億円、特例公債三兆三千八百五十億円の追加発行を行うこととしております。

本補正の結果、昭和五十七年度一般会計予算の総額は、歳入歳出とも当初予算に対し二兆一千八百八十七億円減額され、四十七兆五千六百二十一億円となります。

また、特別会計予算については、一般会計予算の補正に関連して、交付税及び譲与税配付金特別会計等十六特別会計の補正が行われております。

なお、総合経済対策を推進するため、一般会計及び六特別会計において一般公共事業に係る国庫債務負担行為二千七百七十四億円を追加計上するとともに、財政投融资計画において弾力条項を発動して、住宅金融公庫の貸付枠の資金等三千三百二十億円の追加を行うこととしております。

補正予算二案は、十一月三十日国会に提出され、十二月十三日竹下大蔵大臣より趣旨説明を聴取し、衆議院からの送付を待って、二十一日から二十四日までの四日間をわたり、中曽根総理大臣及び関係各大臣に対し国政全般にわたり広範な質疑が行われましたが、以下質疑の主なるもの若干につき、その要旨を御報告申し上げます。

まず、中曽根内閣の最大の政治課題である行政改革と財政再建について、「政府の行政改革の方向が不明確で、結局、声の小さいところ、力の弱いところに犠牲を押しつけることになるのではないか。五十六、五十七年度の二年連続の大幅税収不足で、五十九年度特例国債脱却の政府の財政再建は破綻したが、再建の目標をどこに置いて進めるのか。さらに、増収策は増税でないなどという財政当局の主張もあって、増税なき財政再建の中身があいまいでわからない」などの質疑がありました。

これに対し、中曽根総理大臣並びに竹下大蔵大臣より、「行政改革は簡素で効率的で、いかにして将来にたえる政府をつくるかを目標として、高度成長時代に水ぶくれした行政の整理を中心に、明治以来の中央集権の縦割りと縄張り争い、そして過剰な許認可の行政運営を改め、地方の

自主性と民間の活力復活を願っており、弱いところにしわ寄せするようなことはしない。五十九年度に特例公債依存の体質から脱却するために努力を重ねてきたが、現状ではこの目標達成はきわめて困難になった。五十八年度予算をスタート台に、長期経済計画の改訂作業等の推移を見きわめながら、来年度予算審議の際には何らかの形の財政再建の目安となるものを策定し、国会に提示したい。増税なき財政再建は、当面、何よりもまず歳出の徹底的削減によってこれを行い、全体として租税負担率の上昇をもたらずような税制上の措置は基本的にはとらないとの主旨である。しかし、時代の変化に伴う直間比率の見直しはもちろん、一切の消費に税を課することまでを否定するものではない」旨の答弁がありました。

次に、経済、景気動向について、「五十七年度政府経済見通しの実質成長率五・二％が三・四％に下方修正されたが、これは機敏で適切な経済運営を行うとの当初予算審議当時の政府公約が実行されなかったためではないか。改訂見通し三・四％の実現も困難ではないか。また、高過ぎる成長率を掲げた責任をどう反省しているか」等の質疑がありました。

これに対し、塩崎経済企画庁長官より、「経済成長率の下方修正は世界経済の急激な停滞と米国の高金利の影響によるものではあるが、大幅な修正は遺憾である。ただ、OECDなどの見通しも今年初めの一・二五%成長が七月に〇・五%、さらに最近ではマイナス成長に下方修正されようとしており、どの国も激動する情勢を的確に見通せなかったという状況にある。政府は、これまで公共事業の前倒し執行等を行い、さらに十月八日に決定した総合経済対策に基づく二兆七百亿円にのぼる景気対策、又米国の金利低下に伴いわが国の金利も下がってきた等の情勢を勘案して、樂觀はしていないが、三・四%の成長達成は可能と考えている。政府経済見通しは民間の見通しと異なり、政策的要素、円レート等を考慮し、政策目標として望ましい姿を考え、実現可能なものといった考えで作成しているが、過大も過小も望ましいことではなく、実現可能でわが国の成長力を引き出すといった性格の見通しにしていきたい」旨の答弁がありました。

最後に、本補正予算に直接関連する質疑として、「国債整理基金特別会計への定率繰り入れ停止は当面糊塗策で、国債管理政策上はもちろん、国債償還の担保がなくなるこ

との不安等悪影響が予想され、好ましくない。減債基金制度に関する政府の考えを聞きたい。また、当初予算に計上した給与改善費を削った上、人事院勧告の凍結、不実施は違法で許されない」等の質疑がありました。

これに対し、中曽根総理大臣並びに関係各大臣より、「五十七年度は大幅税収不足という異常な財政状況のもとで、定率繰り入れ停止は緊急、やむを得ない措置として行った。減債基金制度は、健全な公債政策の運用、公債の信用維持、公債の市場価格安定等大変重要な機能と役割りを担っているので、この制度を変える考えはない。人事院勧告の尊重と実施の必要性は痛感しているが、窮迫した五十七年度の財政事情及び諸般の情勢を考慮し、見送りを閣議決定しており、これに伴う補正措置である。しかし、本補正予算の衆議院通過に当たり各党間で申し合わせが行われ、それに従い与野党の実務者会議も開かれており、政府としてはその推移を見守りたい」旨の答弁がありました。

また、「人事院勧告の実施のため、委員長において前向きに対処されたい」旨の要望があり、委員長は、「御要望については今後理事会に諮り、その趣旨に沿うよう努力してまいりたい」旨の答弁をいたしました。

なお、質疑はこのほか広範多岐にわたって行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。昨日をもって質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して山田委員が反対、自由民主党・自由国民会議を代表して藤井委員が賛成、公明党・国民会議を代表して田代委員が反対、日本共産党を代表して沓脱委員が反対、民社党・国民連合を代表して伊藤委員が反対の旨、

それぞれ意見を述べられました。討論を終局し、採決の結果、昭和五十七年度一般会計補正予算(第1号)、同特別会計補正予算(特第1号)の二案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上御報告申し上げます。

○決算委員会

決算その他(六件)

件名	提出月日	参議院		衆議院		備考
		付託	議決	付託	議決	
昭和五十四年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十四年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十四年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十四年度政府関係機関決算書	五五、一二、二六 (第九十四回国会)	五、四、二三	継続審査	五七、二、二六	継続審査	
昭和五十四年度国有財産増減及び現在額総計算書	五六、一、三〇 (第九十四回国会)	五、六、二三	継続審査	一一、二、二六	継続審査	
昭和五十四年度国有財産無償貸付状況総計算書	一、三〇 (第九十四回国会)	一一、二、二六	継続審査			

昭和五十五年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十五年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十五年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十五年度政府関係機関決算書	(第九十六回国会)	一、二、二五	五、五、二四	継続審査	二、二六	継続審査
昭和五十五年度国有財産増減及び現在額総計算書	(第九十六回国会)	五七、一、二九	二、二九	継続審査	二、二六	継続審査
昭和五十五年度国有財産無償貸付状況総計算書	(第九十六回国会)	一、二、二九	二、二九	継続審査	二、二六	継続審査

○公職選挙法改正に関する特別委員会

内閣提出法律案（二件）

番号	件名	提出	提出月日	本院に受領 又は(衆)へ 送付月日	参議院 委員会 議決	衆議院 委員会 議決	備考
4	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案		五七、三、三	受領 五七、三、三	付託 五七、三、三 可決 五七、三、三	付託 五七、三、三 可決 五七、三、三	
5	公職選挙法の一部を改正する法律案		二、三	受領 二、三	付託 二、三 可決 二、三	付託 二、三 可決 二、三	

衆議院議員提出法律案（一件）

1	公職選挙法の一部を改正する法律案	提出者 (月 日) 中井 洽 君 外 一 名 (五七二二三三)	予備送本院へ 付月日 五七二三四	提出月日	参議院 付委員会 託議決 議決 議決	衆議院 付委員会 託議決 議決 議決	備考
		五七二三四 (予)	継続審査	五七二三四 公職選挙 法改正調 査特委	継続審査		

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案（閣法第四号）（衆議院送付）

- 五七、一一、 三 内閣提出
一一、二四 衆可決
一一、二五 参可決

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、昭和五十八年三月一日から同年五月三十一日までの間に任期満了となる地方公共団体の議会の議員又は長につ

いて、任期満了による選挙又は任期満了による選挙以外の選挙を、同年三月以降に行う場合等の選挙期日に関し、都道府県及び指定都市の議会の議員及び長の選挙は昭和五十八年四月十日、指定都市以外の市、町村及び特別区の議会の議員及び長の選挙は同月二十四日とする。

- 二、選挙期日の告示の日を次のように定める。
- 1 都道府県知事の選挙 昭和五十八年三月十六日
 - 2 指定都市の長の選挙 昭和五十八年三月二十一日
 - 3 都道府県及び指定都市の議会の議員の選挙 昭和五十八年三月二十九日
 - 4 指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の

選挙 昭和五十八年四月十四日

5 町村の議会の議員及び長の選挙 昭和五十八年四月十七日

三、統一選挙の実施に伴い、同時選挙、重複立候補の禁止、後援団体に関する寄附等の禁止期間、共済給付金の特例、その他について所要の措置を講ずる。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案について御報告いたします。

まず地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案は、昭和五十八年三月から五月にかけて任期が満了することとなる地方公共団体の議員又は長等について、これらの選挙期日を、都道府県及び指定都市の議会の議員及び長の選挙は昭和五十八年四月十日、指定都市以外の市、町村及び特別区の議会の議員及び長の選挙は四月二十四日に統一することとし、それに伴う所要の規定の整備を行おうとするものであります。

次に公職選挙法の一部を改正する法律案は、地方公共団体の長の選挙の当選人に係る繰上補充については、同点者

がある場合に限り、これを行うこととするよう所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括して質疑を行い、採決の結果、二法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

公職選挙法の一部を改正する法律案（閣法第五号）（衆議院送付）

五七、一一、三 内閣提出

一一、二四 衆可決

一一、二五 参可決

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、地方公共団体の長の選挙に係る当選人が長の身分を取得するまでの間に死亡したとき又は被選挙権の喪失等の事由により当選を失ったときの当選人の繰上補充については、同点者がある場合に限ることとする。

二、この法律は、公布の日から施行し、施行の日以後その期日が公示され又は告示される選挙から適用することとなるよう所要の措置を講じるものとする。

委員長報告

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案の委員長報告参照

○委員会付託に至らなかつたもの

内閣提出法律案（一件）

3	番号	件名	提出	提出 月日	本院に受領 又は(衆)へ 送付月日	参議院 委員会 議決	衆議院 委員会 議決	備考
		日本国有鉄道の経営する事業の再建の推進に関する臨時措置法案		五七二三〇			五七二三五 運輸 継続審査	

三、請願の審議経過

(1) 請願件数表

計	公選法改正	物価等	議院運営	建設	運輸	商工	農林水産	社会労働	文教	大蔵	外務	地方行政	内閣	委員会			備考
														付託	採択	未了	
一〇六九	七	一	一	五七	四	七	二〇	四一六	八二	五八	七二	五五	二八九	採択	未了	採択	
二七二	〇	〇	〇	〇	〇	二	一七	二〇〇	五	三六	五	〇	七	〇	二八二	〇	
七九七	七	一	一	五七	四	五	三	二一六	七七	二二	六七	五五	二八二	〇	七	〇	
二七二	〇	〇	〇	〇	〇	二	一七	二〇〇	五	三六	五	〇	七	〇	七	〇	

(2) 本会議において採択された請願件名一覧

○内閣委員会

七件

旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関指定に関する請願（第四九五号外六件）

○外務委員会

五件

○ 婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約等の早期批准に関する請願（第一九九号）

婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の早期批准に関する請願（第二四九号外三件）

○大蔵委員会

三六件

みなし法人課税（事業主報酬）制度の期限延長に関する請願（第一八号外三五件）

○文教委員会

五件

私立幼稚園の就園奨励費・經常費補助金廃止等反対に関する請願（第八九二号）

私学の学費値上げ抑制、大幅な私学助成等に関する請願（第九二五号外三件）

○社会労働委員会

一一〇〇件

市区町村社会福祉協議会の法制化に関する請願（第二号外九二件）

○ 民間保育事業振興に関する請願（第三号外二八件）

市区町村社会福祉協議会の法制化に関する請願（第四七号）

○ 中国残留日本人孤児の肉親捜しの促進と帰国後における対策強化に関する請願（第四八号）

市区町村社会福祉協議会の法制化実現に関する請願（第四九号）

市区町村社会福祉協議会の法制化並びに拡充強化に関する請

願(第一二〇号)

保育所振興対策の確立に関する請願(第一二二号外七件)

理容師法の資格免許制度に関する請願(第二〇〇号)

建設国保組合の改善に関する請願(第二三一号外一件)

市町村社会福祉協議会の法制化等に関する請願(第二六〇号)

社会保障・社会福祉の拡充に関する請願(第八六七号外一件)

医療・福祉予算の増額に関する請願(第九二七号外四六件)
栄養士免許及び管理栄養士登録制度改悪反対に関する請願(第九七四号)

保育行政の拡充に関する請願(第一〇五六号)

保育予算の大幅増額等に関する請願(第一〇五七号)

○農林水産委員会

一七件

農畜産物貿易自由化阻止に関する請願(第五五号)

日本農業の振興に関する請願(第一〇六号)

農畜産物の輸入自由化及び枠拡大の抑制に関する請願(第一二二号)

農畜産物の輸入自由化、枠拡大抑制に関する請願(第一六四号)

飲用牛乳価格の安定に関する請願(第四八二号外一二件)

○商工委員会

二件

中小企業の経営に関する請願(第一〇七号)

大企業の建設するホテル等について中小企業分野調整法による規制措置等に関する請願(第二五九号)

四、委員会別国政調査概要

○内閣委員会

昭和五十七年
十二月二十三日 木曜日

派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

○地方行政委員会

昭和五十七年
十二月二十一日 火曜日

派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

○法務委員会

昭和五十七年
十二月二十三日 木曜日

派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

○大蔵委員会

昭和五十七年
十二月二十一日 火曜日

派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

○文教委員会

昭和五十七年
十二月二十三日 木曜日

派遣委員から報告を聴いた。

○社会労働委員会

昭和五十七年
十二月十四日 火曜日

派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

○農林水産委員会

昭和五十七年

十二月

九日

木曜日

派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

十二月二十五日

土曜日

農畜水産物の輸入自由化・枠拡大問題に関する件について政府委員から説明を聴いた後、金子農林水産大臣に対し申入れを行った。

○商工委員会

昭和五十七年

十二月二十三日

木曜日

派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

○運輸委員会

昭和五十七年

十二月十四日

火曜日

派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

○通信委員会

昭和五十七年
十二月二十三日 木曜日

派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

○建設委員会

昭和五十七年
十二月二十三日 木曜日

派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

○予算委員会

昭和五十七年
十二月十三日 月曜日

派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

○決算委員会

昭和五十七年 十二月 十四日 火曜日	派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。
-----------------------	------------------------------

○物価等対策特別委員会

昭和五十七年 十二月 一日 水曜日	派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。
----------------------	------------------------------

○科学技術振興対策特別委員会

昭和五十七年 十二月 一日 水曜日	派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。
----------------------	------------------------------

○公害及び交通安全対策特別委員会

昭和五十七年
十二月 一日 水曜日

派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

○エネルギー対策特別委員会

昭和五十七年
十二月二十二日 木曜日

派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

○沖縄及び北方問題に関する特別委員会

昭和五十七年
十二月 一日 水曜日

派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

○安全保障特別委員会

昭和五十七年
十二月 一日 水曜日

派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

(付) I 参議院役員一覽

(召集日57.11.26現在)

役員	召集日	会期中選任	
議長	徳永正利君		
副議長	秋山長造君		
常任委員	内閣	遠藤要君	坂野重信君 (57.12.1)
	地方行政	上條勝久君	宮田輝君 (57.12.1)
	法務	鈴木一弘君	
	外務	稲嶺一郎君	増田盛君 (57.12.1)
	大蔵	河本嘉久蔵君	戸塚進也君 (57.12.1)
	文教	片山正英君	堀内俊夫君 (57.12.1)
	社会労働	目黒今朝次郎君	
	農林水産	坂元親男君	下条進一郎君 (57.12.1)
	商工	降矢敬雄君	亀井久興君 (57.12.1)
	運輸	桑名義治君	矢追秀彦君 (57.12.9)
	逓信	八百板正君	
	建設	片岡勝治君	
	予算	植木光教君	土屋義彦君 (57.12.1)
	決算	竹田四郎君	
議院運営	松垣徳太郎君	斎藤十朗君 (57.12.1)	
懲罰	石本茂君	岡田広君 (57.12.1)	
特別委員長	災害	福間知之君	
	物価等	片山甚市君	
	公選法改正	福岡日出麿君	
	科学技術振興	中野明君	
	公害・交通	宮之原貞光君	
	エネルギー	山崎竜男君	
	沖繩・北方	佐々木満君	
安全保障	堀江正夫君		
事務総長	指宿清秀君		

※ 特別委員会は57.12.1設置

同日各委員長選任

(付) Ⅱ 参議院会派別所属議員数表

(召集日57.11.26現在)

会 派	任 期	① 昭58.7.9			② 昭61.7.7		
		議 員 数	全 国	地 方	計	全 国	地 方
自由民主党・自由国民会議	134(6)	19(3)	47	66(3)	19(2)	49(1)	68(3)
日 本 社 会 党	47(2)	9(1)	16	25(1)	9(1)	13	22(1)
公 明 党・国民会議	27(2)	9(1)	5(1)	14(2)	9	4	13
日 本 共 産 党	12(5)	3(1)	2(1)	5(2)	3(1)	4(2)	7(3)
民社党・国民連合	11	3	2	5	3	3	6
新 政 ク ラ ブ	7	4	1	5	1	1	2
一 の 会	3(1)	0	0	0	2(1)	1	3(1)
第 二 院 ク ラ ブ	2	1	0	1	1	0	1
各派に属しない議員	3	1	2	3	0	0	0
欠 員	6	1	1	2	3	1	4
合 計	252(16)	50(6)	76(2)	126(8)	50(5)	76(3)	126(8)

※ ()内は婦人議員数

備考 (1) 57.12.20 一の会及び第二院クラブ解散、同日
新政クラブ退会の2名とともに無党
派クラブ(7名)を結成

(2) 57.12.25 戸叶武君逝去(社会・栃木県選出①)